

IV 推進体制

1 庁内推進体制の充実・強化

(1) 全庁的な調整・連携の強化

人権及び男女平等関連施策の総合的な企画及び全庁的な連絡調整機能として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議（局長クラスで構成）、子どもの権利施策推進部会（子どもの施策の所管課長で構成）を充実し、子どもに関する施策の総合的・横断的な連携を強化します。

(2) 子ども支援施策の一元化の推進

市民・こども局、こども本部を中心に子ども支援に関する総合調整機能や、子どもの成長に合わせた支援や地域性に対応した機能の強化を図り、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援の施策を一体的に推進します。また、区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長の支援を推進します。

(3) 地域における子ども支援の充実・強化

区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての「こども支援室」を中心に、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や教育・保健・福祉等の総合的なサービスの提供を推進します。



2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

- (1) 子どもに身近なところで関わりを持っている市民、市民グループ、関係団体等との連携や協働を推進します。
- (2) 市民グループ等との連携や協働にあたっては、それぞれの立場を尊重し、目的や課題を共有し、役割を明確にするなどにより、子どもの権利保障に努めます。
- (3) 関係機関との連携を取り情報共有をする中で、実効性のある子どもの権利保障に努めます。

3 子どもの実態の把握と共有

各所管部署からの行動計画進捗状況報告や各種調査により子どもの実態を把握し、その情報の共有と事業への反映に努めます。

